

久米賞・百合子賞実行委員会負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久米賞・百合子賞実行委員会（以下、「実行委員会」という。）の円滑なる運営の推進を図るため、実行委員会に対し、負担金を交付するにあたり、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費及び額)

第2条 負担金の対象となる経費は実行委員会の印刷製本費及び報償費とし、負担金の額は対象となる経費の2分の1以内で予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第3条 負担金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 役員名簿
- (2) 実行委員会規約
- (3) 開催要領

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金の交付の目的以外に負担金を使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、負担金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払いの方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 実行委員会は、事業が完了したときは速やかに規則第14条の規定により、市長に実績を報告するものとする。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により実行委員会に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。